

令和6年第5回永平寺町議会定例会議事日程

(11日目)

令和6年9月12日(木)

午前 9時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 議案第63号 令和6年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第64号 令和6年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 第 3 議案第65号 令和6年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算について
- 第 4 議案第66号 令和6年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算について
- 第 5 議案第67号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第68号 永平寺町子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第69号 永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第70号 永平寺町公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第71号 永平寺町立在宅訪問診療所基金条例の制定について
- 第10 議案第72号 永平寺町永平寺農家高齢者創作館条例を廃止する条例の制定について

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(13名)

- 1番 酒井圭治君
- 2番 長岡千恵子君
- 3番 川崎直文君
- 5番 清水紀人君
- 6番 金元直栄君

7番 森山 充 君  
 8番 清水 憲一 君  
 9番 滝波 登喜男 君  
 10番 齋藤 則男 君  
 11番 上田 誠 君  
 12番 松川 正樹 君  
 13番 楠 圭介 君  
 14番 中村 勘太郎 君

4 欠席議員（1名）

4番 朝井 征一郎 君

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河合 永充 君
副町	長	北川 善一 君
教育	長	竹内 康高 君
消防	長	宮川 昌士 君
総務課	長	多田 和憲 君
財政課	長	原 武史 君
契約管財課	長	朝日 清智 君
総合政策課	長	清水 智昭 君
えい住支援課	長	深水 正康 君
建設課	長	竹澤 隆一 君
農林課	長	島田 通正 君
防災安全課	長	吉田 仁 君
商工観光課	長	江守 直美 君
上下水道課	長	勝見 博貴 君
福祉保健課	長	高嶋 晃 君
住民税務課	長	吉川 貞夫 君
学校教育課	長	山口 健二 君
生涯学習課	長	吉田 正幸 君
子育て支援課	長	池端 時枝 君

会 計 課 長 波多野 清 志 君

6 会議のために出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 清 水 和 仁 君

書 記 酒 井 春 美 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

(午前 9時00分 開議)

～開 会 挨拶～

○議長（酒井圭治君） 各議員におかれましては、お忙しいところをご参集いただきまして、ここに11日目の議事が開催できますことを、心から厚く御礼を申し上げます。

今定例会は、クールビズ期間に伴い、議会開催中の服装をノーネクタイで臨んでおりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めています。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくお願いを申し上げます。

議案の審議につきましては、第1審議、第2審議、第3審議の順で審議を行います。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定に基づき遵守させていただきますよう、よろしくお願いたします。

それでは議事に入ります。

～日程第1 議案第63号 令和6年度永平寺町一般会計補正予算について～

○議長（酒井圭治君） 日程第1、議案第63号、令和6年度永平寺町一般会計補正予算について、を議題といたします。

これより第1審議を行います。

資料は議案書をご用意ください。

補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（原 武史君） それでは、議案第63号、一般会計補正予算について、補足説明いたします。

歳出からご説明させていただきます。

議案書の129ページをお願いいたします。

上段の款2総務費、項1総務管理費では目1一般管理費におきまして、委託料では、デマンド型乗り合いタクシー運行业務委託料540万6,000円を計上

したほか、ふるさと納税マッチング支援業務委託料22万円を計上しております。

目5企画費では、企業立地促進事業助成金としまして1,091万2,000円を計上しております。

下段の款3民生費、項1社会福祉費、目6老人福祉施設費におきましては、松岡福祉総合センターの電話設備改修工事190万3,000円を計上しております。

130ページをお願いいたします。

款3民生費、項2児童福祉費、目3児童措置費では、児童手当の支給拡充に伴う扶助費4,440万円を計上しております。

目4児童福祉施設費では、委託料に保育士の派遣業務委託料363万3,000円を計上しております。それに併せまして報償手当等は減額しております。

また、備品購入費では、町立幼稚園7園でのパーティション購入費70万円を計上したほか、補助金としましては私立認定こども園64万7,000円を計上しております。

下段の款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費では、新型コロナワクチンの定期予防接種に係る費用としまして、役務費手数料に156万5,000円を計上したほか、委託料に4,078万2,000円を計上しております。

次に、131ページをお願いします。

上段の款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費におきまして、中山間農業集落支援事業補助金315万1,000円を計上しております。

目4農地費では、県補助の追加に伴い土地改良事業の工事請負費1,240万円及び土地改良事業補助金20万円を計上しております。

目5農村施設費におきましては、松岡多目的集会センターの雨樋改修工事費63万1,000円を計上しております。

中段、款6農林水産業費、項2林業費、目2林業振興費におきまして、山際森林整備事業補助金317万5,000円を計上しております。

目3林道費では、委託料に松岡小学校校庭南側ののり面の測量設計業務630万3,000円を計上したほか、林道維持管理事業補助金231万1,000円を計上しております。

下段の款7商工費、項1商工費、目3観光費では、福井県広域ウェルネス推進協議会が実施する事業への負担金50万円を計上しております。

132ページをお願いいたします。

上から2段目の款8土木費、項4都市計画費、目2公園費におきまして、公園遊具の修繕料143万9,000円を計上しております。

下から2段目、款9消防費、項1消防費、目2非常備消防費におきまして、消防団員の装飾品として携帯用投光器の購入費52万8,000円を計上しております。

目3消防施設費では、提供を受ける消防車両の登録等に係る経費を計上するものです。スタッドレスタイヤ等の消耗品費として9万2,000円、車両登録手数料など役務費が12万6,000円、自動車重量税7,000円を計上しております。

一番下の款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費におきましては、各中学校の北信越大会等への出場に伴う補助金として28万5,000円を計上しております。

133ページをお願いします。

一番上の款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費におきまして、志比小学校の施設利活用に伴い、電気料49万9,000円、電話料6万1,000円を計上しております。

上から3段目の款10教育費、項4幼稚園費、目1幼稚園費におきまして、町立幼稚園でのパーティー購入費10万円を計上しております。

一番下の款15災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目3林道災害復旧費におきまして、災害復旧工事の現地精査の結果を受け、補助対象外となる工事請負費992万2,000円を計上しております。

続きまして、歳入の主なものをご説明いたしますので、126ページにお戻りください。

上段、款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金3,464万3,000円につきましては、児童手当支給拡充に係る国庫負担金であり、システム改修費の財源として462万3,000円、児童手当本体の財源として3,002万円を充当いたします。

その下、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金117万7,000円につきましては、国の交付決定がありましたので戸籍の振り仮名通知に係るシステム改修の財源として計上しております。

目2民生費、国庫補助金45万円につきましては、幼稚園等における性被害防止対策の財源として計上しております。

下から2段目、款16県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金では、児童手当支給拡充に係る県負担金719万円を計上しております。

一番下の款16県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金では、デマンド型交通促進事業の財源として276万9,000円を計上しております。

目2民生費県補助金28万6,000円は、私立認定こども園への支援補助金の財源として計上するものです。

目5の農林水産業県補助金では、県単土地改良事業の財源として620万円を、また中山間営農継続支援事業の財源として252万1,000円を計上しております。

目9教育費県補助金及び、127ページ上段になりますが、款16県支出金、項3県委託金、目5教育費県委託金につきましては、部活動の外部指導者の配置について県による2分の1の補助制度から県との委託契約に変更となりましたので教育費県補助金45万8,000円を減額し、教育費県委託金91万6,000円を計上するものです。

127ページの下から2段目をお願いいたします。

款19繰入金、項2基金繰入金、目4まちづくり基金繰入金4,511万6,000円につきましては、土地開発事業特別会計の貸付金の原資として、まちづくり基金からの繰入れを行うものでございます。

目11森林環境譲与税基金繰入金548万6,000円につきましては、地域が実施します森林及び林道の維持管理事業の補助の財源として森林環境譲与税基金からの繰入れを行うものでございます。

128ページをお願いいたします。

款21諸収入、項4雑入、目1雑入では、新型コロナワクチンの定期接種の財源として2,870万9,000円を計上しております。助成金を管理する団体からの受入れとなるため雑入での計上となっております。

以上、議案第63号の補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（酒井圭治君） それでは、予算説明資料に基づき、款ごとに審議を行います。資料は8月26日全員協議会資料の29ページから、令和6年度9月補正予算説明書をご用意ください。

担当課の補足説明を求めます。

それでは、総務課関係9月補正予算説明書34ページを行います。

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（多田和憲君） 特に補足ございません。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 今回、ふるさと納税事業で22万円増加しているのですが、9月補正ということで6月にはこの部分の補正はなかったと思うのですが、当初の予算の中で、特にここの金融機関へのマッチング委託予定はなかったと思います。この事業について、少し説明を加えていただいて、そして幾つのどういう金融機関にこの寄附金を納めているのか、ご説明いただけたらと思います。

○議長（酒井圭治君） 総務課長。

○総務課長（多田和憲君） 福井銀行さんと福邦銀行さんと、それとこのマッチングをやっている福井キャピタル&コンサルティングというところと契約をしております。こういう企業版ふるさと納税をしていただけるという意思のある企業さんを見つけていただく事と。そして成立した段階で補正予算に上げていく仕組みを取っております。

○議長（酒井圭治君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） ということは、補正予算で上がってきて、実績によって委託料とかいうのをやると。このキャピタル&コンサルティングっていうところ、福井銀行、福邦銀行ということでありますが、具体的に22万円がこの3社に分けられているということでしょうか。具体的な数値も含めてご説明いただきたい。

○議長（酒井圭治君） 総務課長。

○総務課長（多田和憲君） 今回は契約がある中で、福井銀行さんとキャピタルさんと三者の契約書に基づいた寄附が成立したということで、福邦銀行さんが今回は場外といいますか、入っていないですけれども。契約書の中で寄附額の2割とその消費税分を成功報酬的な感じで、福井銀行とキャピタルさんの2社にお支払いするというような仕組みでございます。

○議長（酒井圭治君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） この成功報酬的に2割を支出するというところでありますが、この銀行とキャピタルさんとの按分というのはどういうことになっているのかということと、具体的に企業版ですからどこかの企業にふるさと納税するというこ



とだろろうと思うのですけれども、違うのですか。その辺、教えていただけたら。

○議長（酒井圭治君） 総務課長。

○総務課長（多田和憲君） 契約は3社ということですが、キャピタルさんというのは福井銀行系列の会社でございます。実質2社のような、契約上は3社というような契約でございます。

それと、その後のところが聞こえませんでしたので、もう一度お願いできますでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） ごめんなさい。企業版ふるさと納税ですから、どこかの企業と企業、個人か分かりませんがマッチングさせるわけですね。企業と企業とが。その内容を少しお願いしたい。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 分かりやすく言いますと、永平寺町では企業版ふるさと納税、例えばカヤックとか門前の開発とか、あとブルーサンダーとかそういった項目でなくても、企業の方に永平寺町にこういうことで使ってほしいというのをいろいろ町側から提案をします。その中で、企業の方が直接来られる場合にこれは発生しないのですが、うちが契約している金融機関の方が積極的に永平寺町ではこういうことを求めていますので、企業版ふるさと納税しませんかという営業をかけていただいている、今回のこれはカヤックに100万円寄附をしてくれた企業があったのですが、ここは福井銀行の子会社キャピタル&コンサルティングがその間に入って進めてくれた。こういう成功報酬が発生するというので、100万円企業版ふるさと納税を頂いて、今回22万円消費税込で、これを支出させていただくという仕組みになっています。よろしいでしょうか。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

なければ、次に、総合政策課関係、説明書になります。34ページから35ページを行います。

補足説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） 補足説明はございません。

よろしく申し上げます。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

7番、森山君。

○7番（森山 充君） 34ページの右側、これ試験走行をまた3か月ほどやるというお話ですけど、例えば季節要因を拾うときには、多分通年でやらないと、冬は混むとか夏は混むとか、そういったものを拾う必要はないのかということを知りたいのですが。

○議長（酒井圭治君） 総務政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） 季節的なところもあるかもしれませんが、一応今は3か月を予定しております。その中で、やはり日常で普通に皆さん乗っていただきますので、その中でどういう状況かというのを判断させていただきたいと思っております。

○議長（酒井圭治君） 11番、上田君。

○11番（上田 誠君） それでは、私のほうから質問をお願いしたいと思います。

まず3か月間で500万円ということで、この500万は積み上げ予算で出てきたという発想だろうと思います。それから現運行との費用の企画的なもの、それからこれは試行ですが、前のときもそうでした。試行やったら実施するのと同じだよっていう前のときも言った形ですね。そうすると次年度から発生すると思いますが、その経費的なものが1点と、既存のところとの違いというのですか、費用的な違いとか、あといろんな運行面での違いとかあったらお知らせいただきたいと思います。

○議長（酒井圭治君） 総務政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） まず費用につきましては、積み上げしております。

この中には、委託するときにはオペレーターの方もここに入れてございますので、運行とオペレーターの費用が入って見積りを出していただいております。車両もその事業者さんのお借りするという形の運行で、見積りをいただいております。

あと違いにつきましては、今私どものデマンド交通というところでは、近助タクシーという制度をさせていただいております。近助タクシーでは、ドライバーさんに今すぐご尽力をいただいて、いい制度でやっていただいておりますのでドライバーの皆様にもお礼を申し上げたいと思っております。そこの違いとしましては、まずは近助タクシーにつきましては、地域の住民の方に運行していただいで、役場の会計年度任用職員として役場の車をお使いいただいて今運行している形になります。

今回のデマンドタクシーにつきましては、先ほども申しましたとおり、オペレ

ーターも含めて委託をしまして、事業者の方に運行をしていただくという形になります。もう一つ費用のことにつきましては、今後試走をさせていただき予定しております。今の予定ですと運輸局の申請もございまして、来年の6月以降に本格運行になるかなと思っておりますので、それまでにまた見積りをいただきまして、その中で事業費についても議会のほうに相談してまいりたいと思っております。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今回予算を積み上げてやらせていただいて走らせていただかないと、例えば、想定よりも多く乗られるのか、想定よりも少ないのか。もう一つ、今回この時点で今課題になっているのが、運転手さんがいないということです。その運転手さんを来年、再来年に向けて確保できるのか、こういうことと、実験の中でどれぐらいのルートがいいのかということと、あと料金についても、タクシーになりますのでどれぐらいの料金をいただかなければいけないのか、それとあともう一つは、今までコミュニティバスをやっていた部分を取りやめてこちらに予算的にもかけていきます。ただ、サービスの的にも充実になってきますので、そういった点でも予算的には上がってくる。そういったのを全てこの3か月である程度精査をさせていただいて、本番に向けてより精度の高い設計といいますか、そういったものをしっかりやっていくということです。何分この近助タクシーとかでノウハウはあるのですが、ここの部分はやっぱり走らせてみないと分からないところもありますので、今回試走という形で上志比・御陵エリアでやらせていただきますのでよろしくをお願いします。

○議長（酒井圭治君） 11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 私もこれ大変難しいし、結局試走の段階でも実際に動かしたときとまた若干違いが出てくるのではないかと私は思っています。

それと、試走のときに、現在走っているコミュニティバスとの関連、例えばコミュニティバスを減便するとして。そこらも含めて実際こうなってくると使い方もだいぶ変わってくると思いますね。そんなところで違いが出てくると思うので。

だから結局、今先ほど言ったようにコミュニティバスを減便するかしらないか、これ実際に今度運行したときには減便していく形になってと思います。先ほどの1回目の答弁によると。そうなってくると、試走段階での運用の仕方と実際のところ運用の仕方が違ってくると思いますね。お客さんの利用度っていうのは。先ほど質問あったように冬場、夏場によって若干違いがあるけれども、それはそれ

として、要は運行にかかる費用っていうのは大体一定料金かかってくると思いますので、そこらあたりの整合性みたいなものとか、今後のそのランニングコストも含めてね、考えていただきたいと思います。それが1点目。

2点目は、今の近助タクシーのドライバーのところ。私も今関わっていますが、現在の年齢層があります。その年齢層が下の層になったときにちょっと困難さが出てくるということになれば、こういう移行ができるのかどうかというところの考えも出てくると思うので、そこらあたりは、実際動かしてみないと。それからランニングしていかないと社会情勢が変わってきますから、一概にそれとは言えませんが、そこらあたりの見通しも含めて若干いただければ助かります。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） コミュニティバスと近助タクシーの兼ね合い。3か月は同時に走らせます。いろんな中で、空気しか乗っていないとかいろいろあるのですが、その区間で乗ってなくても、必要な人もいます。そういう方々がうまくこのオンデマンドタクシーに移管できるかどうかとか、あと、実際走らせるときに、さっきちょっと人手不足の話もしましたが、南は京福バスが走っています。北は通勤通学の時間はコミュニティバスを今でも走らせています。ここには、多くの方が乗る時間帯はバスで、乗らないときにはちょっと柔軟性があるものというので、そこをやっぱりしっかり研究をして見て行って本番を迎えていきたいなと思います。

コミュニティバスもオンデマンドタクシーも、同時に走らせる、それはやっぱり財政的にもいかなものかということもありますので、そこはしっかり見極めて決めていきたいと思うのと、あと近助タクシーとオンデマンドタクシーの違いは、近助タクシーはドア・ツー・ドアです。それと料金も高いですし、地元の皆さんの協力も得て、玄関から玄関までですが、オンデマンドタクシーの場合は、集合場所を決めて、そこに来ていただいて、そこから決まった目的地へ行くというのが、オンデマンドタクシーと近助タクシーの違い。ここはやっぱりしっかりと地域の皆さんもあれだし、料金も高くなると思いますのでそういった差別化をしていかないと、せっかくここまで盛り上がって、福祉、見守りの意味も兼ねていただいているこの近助タクシー、そうだったらこっちに切り替えて、運転するのとかという事にはならないように差別化というか、そこを私たちも考えていきたいと思います。

近助タクシードライバーされている議員の皆さんもいらっしやいまして、皆さ

んはじめ、いろんな方々からやっぱり意見を聞きながら進めていきたいと思っておりますので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（酒井圭治君） 11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 町長もご説明いただいたのもごもっともだと思ひます。近助タクシーはやっぱりドア・ツー・ドアで、先ほどのオンデマンドタクシーとは間違ひがありますね。

私ども、近助タクシーで非常に喜ばれているのは、やはりドア・ツー・ドアですよね。例えば、ちょっと考え方が間違ひたらごめんなさいですが、オンデマンドタクシーで運行しましたっていうことはそういう動きになります。しかし、やはり近助タクシーのドア・ツー・ドアとの違ひが出てくると、どうしてもそこらあたりでドア・ツー・ドアを求める形が出てくると私は思ひますね。そうしたときに、今のかかる費用のところでは違ひが出てくると。そこらあたりはどう整合性を取るかというのをやはり考えていかないと、地域住民の方の不公平感であるとかいろんな形が出てきますので、そこらあたりの精査をやっけていただいて、運行上気をつけていただければと思ひます。

これはちょっと取り越し苦労かもしれませんが、確実にそのようになっていくと思ひますので、そこらあたりをぜひご配慮いただければと思ひます。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） やっぱり流れ的にいいますとドア・ツー・ドアを求めてくるっていうのはそういう流れもあります。ただ永平寺町は近助タクシーを地域の皆さんでやっけていただいているので、オンデマンドタクシーも最初からドア・ツー・ドアでやりますよといひますと、恐らく近助タクシー皆さんも、先ほどおっしゃられたように、もうドライバーの皆さんもちょっと高齢になってきて、もう全部一気に切り替えたという意見が出てくる可能性もあると思ひますので、それはそれでまたしっかりと受け止めていかなければいけないのですが、まずはやっぱり永平寺町は近助タクシーで、そしてこれも本当に地域の皆さんの熱い思いで運行していただいているので、まずその違ひをつくっていく。ただ頭からもう駄目だというのではなしに、しっかりと説明とかニーズはどう答えられるか、ひよっとしたら、ドア・ツー・ドアになって、じゃあ近助タクシーを継続していくためにはどういうことをしたらいいとか、これからやっけていく中では出てくる課題だと思ひますので、そこは真摯に向き合っけて対応していかなければいけないなと思ひますので、よろしくお願ひします。おっしゃるとおりだと思ひま

す。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 本町の冬の足を確保するというところで、特に周辺自治体が抱える悩みがね、いろんな形で具体的に出ているのは、永平寺町でないかなと思います。えち鉄があり、定期バスがあり、路線バスがあり、そしてコミュニティバスがあり、近助タクシーがあり、今度はこれということで、見ていると本当に苦労が分かると思います。これから先は、これから長いですから地域の足をどう確保するかということで、これ見ていると、行政としても、タクシー会社とどれだけ関わって運営していく時代になるという、一つの表れなのかなって見えています。それがより集合された形で、決まった場所に集まって、行き来するということになるのかなと思いますけど。

町長は、さっき言われたように近助タクシーと差別化とはいうものの、こういうことが一つのしっかりしたものになってくると、そういう方向へやっぱり流れていくということもあり得ると思うので、その辺はやっぱり十分大変だと思うのですがなかなか運転手の確保は難しい。そこをどうするかってことでもっと注力していく。

近助タクシーではなかなか担えない時代も来る可能性もあるので、その辺をどう考えているのかだけ言っていただくとありがたい。要するに、町民への期待です。ねやっぱりこういうときには、発信をどんどんしていく必要があると思うので、その辺をお願いしたいと思います。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 上田さんの答弁とよく似た答弁になると思いますが、本当にどう確保していくかって事がやっぱり大事ですので、近助タクシーももう5年ぐらいやってきて、本当に地域の皆さんもドライバーの人も誇りを持ってやっていただいていますし、地域の皆さんもやっぱ乗るのが楽しみでいろいろなところへ行く企画して、よく地域包括ケアシステム地域で、地域を支えあいましょうの一つは、この近助タクシーが一つモデルになっているのかなって思っています。ただ、上田議員がおっしゃられたとおりドライバーの皆さんもちょっと高齢化になられて、また次の担い手があるかどうかというのも今一つの大きな課題になっているのも今町としても認識をしております。

一方、この近助タクシーが全てのエリアで落とし込めるかっていうとやっぱり

家が多い、人口が多いところではちょっとなかなか厳しいっていうのも出ていまして、その中で上志比、今回はちょっと入っていませんが、永平寺町中地区、松岡の中と御陵地区ここを今どうするかっていうのが課題で、近助タクシーやりませんかって地区によっては声をかけさせていただいたところもあったのですが、なかなかできないっていうのもありまして、今回コミュニティバスもなかなかその周回よりも目的のオンデマンドタクシーの方が、利便性を増すだろうということで今回これをさせていただいております。今おっしゃられたとおり、ドア・ツー・ドアにオンデマンドもなっていたときに、これまで頑張ってきていただいた近助タクシーの皆さんと、どう整合性を持って変えていくかっていうときが来るのかどうか、そこもしっかり想定しながら、頭に置きながら進めなければいけないと思うのですが、まずは今回のこの実証実験は、集まっていたいて目的地へ行くっていうところから始めていただいて、そこからちょっとニーズを探らせていただいて、またひょっとしたら新しいやり方が、永平寺町独自のオリジナリティのやり方が出てくるかもしれませんので、そこはやっぱりしっかり柔軟にやっていきたいなと思いますので。逆にいろいろながありますので、その整合性を取るのが結構大事ななと思っております。

○議長（酒井圭治君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） いつも大きな課題になっていたのですが、例えば、オンデマンドになった場合、この地域から町外に買物に行ったりする場合についてどう扱うかってことも課題の一つだと思いますね。それらについてはやっぱり、こういう機会にどうなるのか。ほかのやつについては知っていますので、これについてどうなのかだけお願いします。

○議長（酒井圭治君） 総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） 今のところは、近助タクシーと同じように町内だけの運行と考えております。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） これもなぜかといいますと、遠いところに行っていると、違う方が求めるときに帰ってくるのに時間がかかって、次に行くときに限られた数の車になりますので、そういった点でも町内っていうのをやっぱり一つの縛りになるのかなと思っております。

○議長（酒井圭治君） 9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君）　今回デマンド型乗り合いタクシーということで、御陵地区、上志比地区に各地区1台ずつの運行をするという説明をいただいております。当然来年度実施に向けての試行ということでありますが、まず試行期間3か月の間に、どういう点を試行の中で把握をしていくのか。先ほど町長からも少しお話をいただいたのですが、原課の中で、この試行期間の中で、どのように調査をしていくのかという、どのような点を調査するのかということの一つお聞きしたいと思います。

2つ目に、運行业者委託料540万6,000円、3か月間の費用だろうと思いますけれども、先ほど積み上げということで、オペレーター及び運行車両を運転手も含めてということですが、もう少しその内訳を金額として教えていただけたらと思います。

3つ目に、説明書の中では、自宅から町内の拠点、施設にと表現をされております。この町内の拠点施設というのは、どこかの公共施設って位置づけをしているのか、それとも誰さんの家の近くというようなことになるのか分かりませんが、その拠点施設など具体的にどういうところなのかということ。

4つ目に、これ登録制ということであります。多分近助タクシーの実績も踏まえて分かってくるのだらうと思いますけれども、どれだけの事前登録があって、そしてどれだけの利用があるならば、この事業が成り立つかというラインっていうものは設定されているのでしょうか。

○議長（酒井圭治君）　総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君）　すみません、順番が変わるかもしれません。

1つが、3か月間の費用の内訳ですけども、資料を持ち合わせていないので、また後日でもお伝えさせていただきたいと思います。

それと、3番目の町内の拠点はどういう想定しているかというところでは、今のところ公共施設と、例えば病院や、あとは買物ができるところスーパーとか。近助タクシーでもそういうところが多く、駅などそういうところが多くなっております。それも参考にさせていただいて、事前に町内のほうに説明に入りますので、そういうところでもご意見を聞きながらやりたいと思っております。

それと、事前登録があったときの利用で、例えばどの程度だったらいいかっていうところですけども、今コミュニティバスが日常走っております。登録については、こちらのほうも一生懸命またPRもさせていただこうと思いますけども、コミュニティバスの利用状況もございまして、それも一つの基準となるかなと



考えております。

あと、どの点を調査していくかというところにつきましては、今近隣の状況もお聞きしております。例えば町内にどれだけの乗り場が必要だろうかとか、先ほど申しましたように、行き先のニーズってどういうものがあるのだろうかとか、そういうところも含めて、今のところはどのような形で地域にとっていい足になるかっていうところを調査してまいりたいと思っております。

○議長（酒井圭治君） 副町長。

○副町長（北川善一君） 先ほど3か月間の運行の積み上げですけども、費用の内訳です。2台のジャンボタクシーを3か月間運行するに当たりまして、2台分の人件費とか、燃料代、修繕点検保管費、あとは自動車税、重量税、保険、あと予約配車の業務が要りますので、その分の2台分の内訳ということで、540万円ほどの積み上げをしております。

○議長（酒井圭治君） 9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 今の費用のことですけど、多分ある程度業者と話し合いながら、行政のほうで積み上げをされたのだろうと思いますけども、当然この車2台と運転手、オペレーターを確保するという事は、ある程度の人件費も必要ですし、当然これだけで賄えることはできないと思いますから、業者も当然その残りの分は、残りの部分と言いかた変ですけども、要は、車2台と運転手等々の事業にかかる費用については、町からの委託と、あと個人からの運行料金をもってやるのだろうと思いますけれども、そうなりますと、例えばそれを1年間やろうと思うと、どれだけ利用をすれば業者としてこの事業が成り立つかどうかということになるのだろうと思いますし、裏を返せばこれだけの利用ならば町からもう少し負担を求めてくるのではないかなと思いますし。要はその辺もこの3か月で見えていくということなのか。

どういう点を試行の中で見つけていくかということ聞いたのはそこなのですが、幾つかの項目があってそれに対してどう調査をするために、業者から聞くのか利用者から聞くのか、聞くならどのようにアンケートをするのか、あるいは会合で協議をしながら業者の意見を聞くのかっていう。要は、試行3か月の間にどのようなことを調査して、その調査の方法をどのようにするのかっていうのを担当課に求めているわけですが、そこら辺を少し具体的に述べていただけたらなと思います。

○議長（酒井圭治君） 総務政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） 今ほどの委託につきましては、住民の方が乗られたお金については町のほうにお金が入るようにしたいと思っております。委託料という形ですので事業者が例えば赤字を出してまで委託は受けないと思っておりますので、かかる費用については委託として町としても出していきたいと思っております。

乗る人数につきましては、やはり地域の方に乗っていただくのがこの事業の目的でもあります。PRをさせていただいて住民説明会もちょっと入らせていただくので、その中で、思いがあるのかもお聞きしながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 分からんでもないですけども。要は、事業ですからよく町長が言われる費用対効果というところがありますけれども、要はどの辺まで利用があったら、この事業がオーケーかっていうことだろうと思います。先ほどバスの話出ました。一部空気を運んでいるのでないかというご意見もいただいているという率直な実態ですけども。要は、それに代わるこれですから、これについてはコミバスとは違いますよと、これだけの利用があつてというようなことを、事業を進めていく中で効果はどれだけのラインかっていうのは、ぜひ持っていたきたいと思います。それが3か月の間でそれを少し実績として出すのか、いや3か月に足りないのかということなのか、当然、近助タクシーやっていますから、その辺のことはある程度分かるのではないかと思います。実績を踏まえてっていうところはどのように思っていますかという。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 費用対効果がちょっと難しいのが、都会ですと、町がコミュニティバスとかオンデマンドタクシーをしなくても民間で賄ってしまう。それはやっぱり収益があるからできるのですが、交通空白地といいますか、こういったところは、ある意味民間のニーズがないので行政のほうでしっかり皆さんの足を確保するために、こういったサービスをやろうということですので、まずご理解いただきたいのは黒字になることはないと思っております。

あと、考え方で、黒字、赤字の話でなしに、地域の皆さんの、例えば買物とかの生活支援であったり、通院であったり、生活の中で少しでもちょっとサポート

できないかというのがこういったサービスだと思っております、これ乗り合いです。これが例えば、3人で乗れば料金掛ける3倍の収入が入ってくるのですが、1人だけの方が移動してまた戻ってきて、行ってまた戻って行ってとやりますとそれについてはやっぱりコストはかかってくる。これ考え方で、先ほどドア・ツー・ドアとかいろいろな便利です。それはすればするほど、やっぱり負担は増えていくと思います。今度みんなで集まって乗り合いで行こうとなつて、今度はそこで利用が少なくなったらやっぱり利用してほしいという、こういったサービスの思いもあります。

恐らくですが、ほかの市町を見てもみますと、コミュニティバスよりも、費用負担はかかってくることになってきます。やっぱりそこはこれからの運転手不足など、民間が撤退をしていく中で行政が補う部分になってくるのかなと思って、ただ滝波議員がおっしゃるとおり何でもかんでも、町の公費でというわけにもいきませんので。じゃあ、今までコミュニティバスですと60歳以上の方は無料だったのを、オンデマンドタクシーになると幾らいただこうとか、そういった料金設定をやっぱりしていくことになると思いますので、例えばコミュニティバスをやっていたいたタクシー会社さんに、このジャンボタクシーを運転してもらおうとか、そういう委託の目的を変えていくようにはなるとは思いますが、その中でもしっかり経費の部分と、住民の方の利便性が向上する部分、ここをバランスよく見ていけないといけないのかなと思っていました。

町としては、もちろん経費をどうしようというのも大切ですし、あとは利用者が増えて、これできて便利になったって言っていただけるのも一つの目標になりますので、利用者が増えるってことですよね。近助タクシーも費用が片道300円、往復600円で定期券を買っていただいているのですが、コミュニティバスから比べても利用者が4倍から5倍に増えた。ただ、町の負担はやっぱり増えていっているっていうのも現実ですので、そういった視点でもいろいろ見ていただくとありがたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

なければ、次に、住民税務課関係、35ページを行います。

補足説明を求めます。

住民税務課長。

○住民税務課長（吉川貞夫君） 補足説明はございません。

よろしくお願ひします。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

なければ、次に、福祉保健課関係、36ページから37ページを行います。

補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） それでは、補足説明をさせていただきます。

まず36ページ左側でございます。

松岡福祉総合センター事務所内の電話設備を改修する工事でございます。

事務所内の電話につきましては昭和62年、今から37年前に設置された電話回線と平成19年合併後に整備されたインターネット回線を利用した電話回線2つの回線がございます。双方の回線をつなぐ機能がなくて電話取次ぎに支障を生じているため、新たに役場専用のインターネット回線を利用した電話回線に整備したいと考えているところでございます。190万3,000円をお願いするところでございます。

36ページ右側をお願いします。

地域福祉基金積立金の減額でございます。後ほどご説明いたします議案第71号町立在宅訪問診療所基金の設置に伴い、当初予算措置分を減額補正するものでございます。

37ページ左側をお願いします。

これにつきましては、先ほど財政課長が説明しましたとおり法律改正に伴い新型コロナウイルスワクチン接種が予防接種になりましたので、それに伴う経費を補正したものでございます。

以上でございます。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 36ページ左側については、実は来年の当初に予算を持つと思っておりました。今改修工事をやっていますのでこれ併せてやったほうがお得というところなんですけど、予算を落とすことができるということで今回補正予算に上げさせていただきましたのでよろしくお願いします。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 災害時インターネットなんかは使えなくなる。その電話回線

が使えるかどうかはよく分からないのですが、いわゆる黒電話なんかは、電源がなくても使えるということで、そういう災害時の対応も含めて考えられているのでしょうか。特に、いずれにしては拠点の一つになる可能性があるので、その辺はいかがでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） 災害時につきましては、非常用電源設備といいますか電気自動車を整備しております、そのバッテリーを事務所のほうに供給できるという工事を昨年度、防災安全課のほうで整備しております。それによりまして、数時間是对応可能ということで。そちらのほうでしたいと思っております。

○議長（酒井圭治君） 防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） こういった今のNTTの電話回線の問題は、能登の地震でもありましたけれども、今衛星回線の電話の技術進歩とかそういったことで今、だんだんそちらに移っていくような形になっていますので、また町のほうでもそういったところを情報収集しています。

あの台数は持っていますけど、またそれもより新しくなっていくような感じでございます。そこに合わせて準備していきたいと思えます。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 37ページの予防接種のところで少しお聞きをしたいと思えます。

接種見込み数を対象者の60%にしておりますが、その根拠を教えてください。

それから、委託料の単価が1万706円と1万3,706円っていう2つあるのですけれども、その違い。対象者も違うのですけれども、ちょっとその辺の説明を教えてください。

それと、国のワクチン確保事業費がその財源になっているわけですが、接種者が少なかった場合は事業補助としては、また国に返還ということになるのでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） まず接種の割合についてですけれども、これインフルエンザワクチンと同時に併せて実施することになります。昨年度のインフルエンザワクチンが約60%だったものでそれと同等の率を設定しております。

金額につきましては、1万3,706円は生活保護者ということで、生活保護者につきましては自己負担なしで接種できるということで自己負担3,000円ですけど3,000円分の違いがございます。

国からの支援につきましては、1接種当たり8,300円の助成がございます。率にして大体53%程度でございます。これにつきましては実績でしますので、返還ということは今のところを考えていないと考えております。

補助金につきましては、実績に応じて交付金の申請をさせていただきますので、変化についてはないと考えているところでございます。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 一応私も聞こうと思っていたら、これインフルエンザと一緒に同時接種ってということですね。私はインフルエンザとコロナとはね、やっぱりちょっと性質が違うので、60よりも落ちるのでないかという見方をしているのですが。ここ今お聞きしましたのであれですけど、果たしてその60ってというのがどうなのかなと思ったのでお聞きしただけですが。そういう思いがあると思います。

それから、あと個人負担が3,000円となると、町の持ち出しも出てくると思うのですが、それがインフルエンザと一緒になるってことは結構個人負担も変わってくると思うので、そこらあたりのバランスっていうのは、設定したのだからと思うんですけど、もう一度その辺りを。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 全協でもお話をさせていただきました。まずこのパーセントの設定は、受けていただく方がもし足りないっていうのはちょっとあれですので、いろんな数字を積み上げてここを設定させていただいたっていうのと、あと、インフルエンザと、コロナワクチン2類から5類に変わりました、2類のときはもう全て国費でやっていただいておりますが5類になりましたので、今回個人負担が3,000円の決定になった。これ永平寺町の医師会が福井市医師会に所属していてそのエリアで3,000円の個人負担をいただくということなんです。これに伴って国の補助、町の補助が入りまして、町の補助で4,300円、町のそういう支援も入りますので、この3,000円というのは妥当なところかなって思いますし、近隣市町も大体こういった形でいくのではないのかなと推察されますので、よろしく申し上げます。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

なければ、次に、子育て支援課関係、37ページから39ページを行います。  
補足説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（池端時枝君） それでは、子育て支援課所管分について補足説明  
を申し上げます。

予算説明書の38ページ左側をお願いいたします。

保育園運営諸経費の負担金補助及び交付金、私立認定こども園支援事業補助金  
でございます。

性被害防止対策に係る設備等支援補助金7万5,000円につきましては、保  
育所などの施設を対象に、子供のプライバシー保護のためパーテーション設置に  
よる設備対策に対し支援をするものでございます。

次の、保育の職場づくり総合対策事業補助金の住宅手当48万円につきましては  
は、私立園に勤務する保育士などが宿舍を借り上げている場合、1人当たり月額  
4万円を上限とし、賃借料及び共益費に対し補助をするものでございます。

また、子育て世帯支援手当9万2,000円につきましては、私立園に勤務す  
る小学3年生までの子を持つ保育士などが、子供の用事で休暇を取る際などに園  
のほうでフォロー体制を整備する場合に、必要な経費に対し補助をするものでご  
ざいます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

7番、森山君。

○7番（森山 充君） 38ページの左側の話ですけど、これ応募者がいないから派  
遣でという話をしたと思いますが、これ、応募者を増やすための何か工夫ってい  
うのはされているのですかね。

○議長（酒井圭治君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（池端時枝君） 工夫といいますか、保育士の知り合いの方に声を  
かけて、短期間の勤務でもお願いをして、あとハローワークのほうに掲載をさせ  
ていただいております。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） まず保育士派遣委託料ですけれども、2名で6か月363万3,000円、これに総務課で会計年度任用職員の減額が1人分出ております。これが334万5,000円ということです。

先ほど、上田議員も言われましたが、よく問題になります。派遣した場合の金額と、募集で求める金額との差が、見ますと単純に28万8,000円あるわけですが、1人分が減額されて先ほど言いましたとおり334万5,000円、2人分半年ですから約1人分1年と考えると363万3,000円、差額が28万8,000円。これを募集するときに乗せした場合に、もしかしたら来られるのではないかな、応募に応じてくる方がいらっしゃるのではないかなというようなことが少し議会でも話になるのですけれども。なかなか単純にはそういかないのかも分かりませんが、そういうようなことを考えると、それに見合う会計任用職員の基準を上げていくっていう方法もあるのかなと思います。近隣市町でも見ても、大体同じような金額というのは前から答弁いただいているのですが、そこら辺考える余地があるのかな。現実的になり手がいないっていう中で、保育資格を持っている人がいるっていうのは現実的にはあるということですから、そういうことも考えて職員を確保するっていうことをも考えられるのではないかなと思います。

2つ目に、先ほどの私立の認定こども園補助県費として、保育の職場づくりの費用として住宅手当4万円ってあるのですけれども、先ほど説明いただきました寄宿舍にいらっしゃる方に手当4万円っていうことですが、これ現実的にいらっしゃるっていうことですね。こども園に関してというその寄宿舍というのは、例えば個人がアパートを借りていたというときでも出るっていうことでしょうか。

それと話は飛ぶのですけれども、住宅手当って職員には以前あったと思います。現在あるかどうか分かりませんが、民間も住居手当っていうのはあるのですけれども、昨今の流れとしては、民間もそれはなくなる傾向があるのですけれども、あえてこういうのっていうのは、総務課に聞くべきなのか分かりませんが、公務員も割と住宅手当って残っているのですかね。ということが少し気になった点であります。お願いします。

○議長（酒井圭治君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（池端時枝君） 保育士さんの賃金についてですけれども、他市町とお電話をして聞きましたところ、うちは高いほうです。1年目のところではうち



より高いところもあるのですが、長く3年、5年になってくると、永平寺町は一番高いとなっていました。

あと、保育の職場づくり総合対策支援の補助金の住居手当ですが、こちら県の事業となっていて、私立園のみですが、アパートとかでも結構です。保育所等に初めて採用された日から起算して7年以内のものとなっております。あと、保育士等が個人で宿舎を借り上げる場合ということでご夫婦とかでは補助の対象となっております。お1人で借りられている場合ということでなっております。

○議長（酒井圭治君） 総務課長。

○総務課長（多田和憲君） 住居手当のほうは、ございます。それと賃金のところで申しますと、今調べたところですが、現在現額分とこの派遣の計上分の差28万円ぐらいになります。この現額分の計算の仕方ですが、1年目一番時給が低いところでの現額という形状をしております。これマックスまでいきますと時給1時間当たり127円上がるのですが、それを年間の時間数で掛けますと、最終的に時給だけで24万増えていくということで、今派遣の計上をしましたが、そのまま本人に行くとも思えませんので、それを考慮しますとやはり条件的には派遣より会計年度のほうが働く方にとっては好条件だと考えております。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） また一方、今の滝波議員のように、その部分を給料に上乗せをしたかどうかというお話もあると思いますが、これも全体的に毎回お話をさせていただいていますが、永平寺町ランニングがものすごく経常経費が高い、人件費も町民当たりでは県内でもトップレベルに高いところになります。そこを上げていくことによって、例えばそれが事務職なのか、保健師なのか、消防士なのか、調理員さんなのか、そういった方々のどこかを削減してそっちに持ってくるというやり方に今の現時点ではなってしまう、やっぱりこの限られた予算、また国から待遇をよくしようという話が来たら、町は率先してそれはやって、給料も他市町から見たら高いほうにあるということですので、抜本的に構造的なやり方、民間この前も話しましたが、民間に委託するのか施設を統合するのか、より効率的なやり方をするのか、これに併せて人件費、町のランニングといいますか、ここをどう持っていかってというのをミクロだけではなくて、やっぱりマクロの視点でやっぱり議論していきたいと思っています。町も今そういった点でもいろいろ、また議会のほうにも提案をさせていただいておりますので、ここは将来につなげ

るためにやっぱりしっかりやっていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（酒井圭治君） 9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 先ほどの県の保育園の環境づくり総合対策で、あえて住居手当を出すっていう県の狙いってというのはどういうところにあるのかというのを知りたいのと、あともう1点、これ性被害防止の中で、パーテーションがあるということは非常にいいのかなとは思うのですけれども、これ移動型ですよ。事故が起こらないように気をつけていただきたいなと思います。

○議長（酒井圭治君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（池端時枝君） 県の実施要綱の事業の目的を読ませていただきます。「現役の保育士等や保育士等を目指す者にとって魅力ある保育現場、職場づくりや生涯働くことができる環境を整備し、安定的な保育人材の確保を図るため、処遇改善等を総合的に実施することを目的とする」ということとございます。

あとパーテーションのほうはお部屋ごとに置くのではなくて移動できるものを購入したいと思っておりますので、事故のないように使用したいと思ひます。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

暫時休憩します。

（午前10時13分 休憩）

（午前10時25分 再開）

○議長（酒井圭治君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、農林課関係、39ページから42ページを行います。

補足説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（島田通正君） 補足説明はございません。

よろしくお願ひいたします。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

3番、川崎君。

○3番（川崎直文君） 松岡小学校の校庭南側ののり面対策として、今期測量設計業務ということで予算を見積もっています。それからもう一つ、これページ数でいきますと、42ページのところに松岡小学校のり面湧水対策工事ということで計

上されております。湧水対策工事というのは、これはもう実施というレベルでのものだと思います。この調査とそれから実際の工事というのは同一箇所じゃないのですか。全然影響がないという、その点を確認します。

○議長（酒井圭治君） 農林課長。

○農林課長（島田通正君） 全協のほうでもご説明させていただいたのですが、地質調査の結果から、今回崩れた場所以外の前の場所も少し緩い層があるということで、来年度、県補助に乗るために今回その周りの調査設計を委託しまして、設計とか工法を考えまして、来年度県のほうに要望させていただきたいということでございます。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） まず、40ページ雨樋改修、ざおう荘の件ですけれども。

要は、原因は何かっていうことですが、例えば、台風とか災害等、積雪とかっていうことになると、いわゆる施設にかかる保険が対象になるのではないかなと思うのですけれども、そうならないのかっていうことが1点。

それと、もう1点は、42ページの林道災害復旧ですけれども、今ほど質問もありましたけれども、ここに現地調査した結果、補助対象外になったと書かれているのですが、金額が992万2,000円でかなり大きいものと思っているのですけれども、具体的に検査調査をした結果、本来なら補助対象だったはずなのが、そうはならなかったという訳を教えてくださいたいと思いますし、そのことによって工事の工法が変わったということでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 農林課長。

○農林課長（島田通正君） 雨樋につきましては、直接原因は分からないのですが、長年気象状況によって徐々に雨樋が外れていった形なので、しばらく経過措置で見えておりましたが、今回冬に備えて、雪が降りますと、一気にいってしまうので今回直すという事で補正を組ませてもらいました。

あと災害復旧工事につきましては、これも現地を見まして国のほうに災害の補助が乗れないかということ、今回工法的な同じですけど、延長が伸びたので改めて追加できないかと県を通じて国のほうにも、追加の補助としてできないかと相談したところ、やっぱり国庫災害に乗れないという指示を受けましたので今回、単費で工事を行うという事でお願いします。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 確か前のときの説明で7月に工事したところが再度壊れたので、そのプラス今のそれで増えたという事で、なんかこれ浅見の1、2と2のほうで工法を変えたという説明だったと思うのですが、今ほどのところ、私自身が理解できずにいるので、このあたり説明できたらお願いします。

○議長（酒井圭治君） 農林課長。

○農林課長（島田通正君） 全協のほうで滝波議員からどうしてこうなったかということでは、紙でお知らせしています。栃原の後谷線は1回完成しているのですが、アンカーが外れて一部崩れてしまったということ。

範囲は広げてないです。

同じ場所の一部が崩れてしまったので、そこも県のほうを通じて二次災害ということで、補助に乗れないかという事を相談かけたのですが補助に乗れないということで、単費でさせていただいております。

浅見の本線が1本、2本あるのですが、これは1本目の舗装が浅見本線の箇所4か所ぐらい崩れているのですが、1は一番末端で、工事車両が途中工事している車両が通過して、舗装が崩れてしまった範囲が大きくなったということで今回舗装の増工ということと、最後の2本目につきましては、浅見本線の一番奥で舗装が、がたがたになったということで、途中で災害があつてその場所が完了するまでちょっと現地に行けなかったという、5キロぐらい先なので。崩れた場所が完成したということで現地を見に行きましたら、さらに舗装の面が崩れてひどくなったということで、今回これにつきましても国のほうに補助に乗れないかという相談をさせていただいたのですが、補助対象外だということで、今回単費のほうで舗装を直すという形で補正をさせていただいております。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

なければ、次に、商工観光課関係、42ページを行います。

補足説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） 補足説明はございません。

よろしく願いいたします。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

7番、森山君。

○7番（森山 充君）これ補正の内容ですけれども、恐らくやることも去年と一緒だし、金額も50万円で確か一緒のはずですが、なぜ当初で要求しないのか、なぜこの補正でいきなり来るのか、それを教えてください。理由を。

○議長（酒井圭治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） 内容については、令和5年度と別な事業ということで、観光庁の補助に乗ってやるということでございますけれども、まず令和6年度の当初予算要求の時点では、まだ今年度の事業が確定しておりませんでしたので今回、確定後に補正要求をさせていただいているということでございます。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 今のウェルネスツーリズム事業、資料いただきましてありがとうございます。これを見ますと、かなり永平寺がいい部分をいただいているのかなと思ったりもするのですけれども、というのは、本山を中心にいろいろな事業、確か、あわらのべにやさんも関わったとか、あるいは三国のほうのも関わったりというのですけども、ほとんど見ますとこれ本山とかESHIKOTOとかっていうところの関わりなのでこの3市町負担金、うちは50万ということだったと思うのですけども、それにしても非常に永平寺町というのは割と出てくるので、非常にある意味ではいいのかなと思っております。ただ、この金額を見ても、我々庶民がいけるような数字ではないですけど、多分インバウンドに対してのことだろうと思うのですけども、現実的にはこの10月に販売を開始、そして事業化になっていくってことですが、ニーズとしては、どれくらいあるのかなっていうのと、あとこのツアーを組むというのは、どこか民間に任せるわけだろうと思っておりますけれども、そういったところがどのようにこのツアーをPRして、そして集客していくのかっていうことを少し教えていただけたらと思います。

○議長（酒井圭治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） まずこの事業につきましては、町では50万円負担でございますけれども、総事業費が1,500万円ということになっております。事業主体は、福井県広域ウェルネス推進協議会となっておりますが、どちらかというこの事業の組み立てをしている民間事業者が、この世界のウェルネス界に通じる、昨年は世界会議を行っていただいておりますけれども、その方監修の下でこの事業を組み立てております。

その中で、ニーズというのは、今、その監修をしていただいている民間事業者の計画の下に進んでいるということで、事業計画としますと大体宿泊で15人、10人って今ペーパーに書いてある、そういうところを狙っているのですけれども、PRの方法といたしますと、昨年行いました国際会議に来ていらっしゃった方の1人が、マンダリンオリエンタルホテルとつながりのある方で、このマンダリンオリエンタルホテルですけれども、アジアを代表する高級ホテルチェーンということで世界13か国に21のホテルを展開するようなところで、アメリカにも幾つもあるのですけれども、日本には今1か所東京日本橋にある、そういう高級ホテルの会員さん向けにこのツアーの募集をかけるという構想で今PRを行って、もう本当にハイクラスの方を対象に限定したツアーを行っていくという事業でございます。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 民間がやっていただけるということで、本当に新しいこのエリアのニーズの創生といいますか、新しいものをつくり出そうということで、民間の方が国の観光庁に申請をいただいて、このエリアでやりたいっていうので認可を受けて、そしてこの中であわら、坂井、永平寺町の町のこともいろいろPRしてくれるということで坂井市が音頭を取っていただいて、坂井市が100万円、あわら市、永平寺町が50万円ずつ、併せて町のPRも一緒にやっていきたいと思いますということでの予算配分で、去年のワシントンポストの仕掛けも実はここからできておまして、去年やった中でワシントンポストに発信をさせていただいて、世界の12か所に選ばれたということで、民間の格付けは3つ、観光庁の認定を受けて活動されています。1つがこれ、でもう一つが、これは黒龍酒造さんがその認定を受けて観光のことを昨年やられて、去年はあともう一つ門前の開発で福井銀行系のまち・ひとデザインという会社さんが、観光庁に申請をして永平寺町を舞台にいろんな観光の取組をして、またいろんなビジネスに結びつけていきたいという取組で。これ結構本当にありがたいと思うのは、町が申請するのではなくに永平寺町を舞台で活動したい、ビジネスをしたいっていう方々が元になって直接申請をしてやっていただいている事業になりますので。

ただ、今回のこの事業だけが坂井市、あわら市、永平寺町、自治体としても応援しようということでやっている事業ですので、行政がやる発信の仕方とまた視点が違ったり、やり方が違ったりする事業になっていますので、町としても心強い申請だなと思っております。いろんな形で応援していけたらなと思います。

○議長（酒井圭治君） 9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） ある意味すごい事業と思いますし、これ宿泊コンテンツが1、2つあるのですけれども単価が30万、40万ですよ。なかなか庶民には手が出ない話ですけれども、そういった展開は今回に限らず、今町長おっしゃられた3つの事業者がやっていくということで、少し展望的なところも、また今後、委員会等々でお知らせしていただくと非常にいいなと思いますし、このことによって地域の商工会、業者さんが潤うっていう手立てもまた、少し見えてくるといいのかなと思います。ぜひその辺も、もしもこのツアーにあるのかどうか分かりませんが、今ほど言いました黒龍さん、ESHIKOTOさんがメインっていうところですが、いわゆる門前とかああいうところの商工業者が潤っているということもあったらまた教えていただけたらいいなと思いますので、まだありましたら答弁を。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） やっぱりこうやっているいろんな町、フィールドでやっていただいて町内事業所にどう落とし込んでいくっていうか、それも大事で、町としてはそこを一番期待するところです。

もう一つは、こういった申請を地元のいろんな団体の方、観光協会、観光団体、例えばまちづくり会社とか、いろんな方がこういう観光の補助事業、結構いろいろありますので、どんどんそういうのを紹介して、こういう有利な補助を使って町で活躍の場を広げていってもらえるといいなと思っていますので、もちろん町もいろんな形で観光させています。やっぱりこういう民間の方がどんどん活躍していただけることが本当にありがたいなと思っていますので、引き続きまた頑張っていきたいと思います。

○議長（酒井圭治君） 9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 人が訪れてにぎわうということでいろんな活気も出てきますし、そこにいる人たち、地元の人たちを及び商工業者も元気が出てくると思いますので、ぜひこういったことを進めていっていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 広域ウェルネス推進協議会への支援のことで42ページです。僕はちょっと違う視点で、こういう高級志向のところ支援するのはどうなの

かなって率直に私は思っています。

自治体によっては、例えばお城を貸しますと、ヨーロッパ行けば古城1泊するのはそんなべらぼうな高い金額でなしに、ホテルのように利用できるようにしているところがありますけれども、日本の場合は、お城に泊られます、一拍100万円とか。自治体がからんでいます。そこは僕ちょっと違うのでないかな。町長も異質のって言われたのですけれど、僕は永平寺でお断りですよ。そんなに高慢ちきな地域にしてほしくない、もっと大衆的であってほしいと思っています。

ただこの町を見てみますと、宿泊施設って、東古市にありますけれども、そういう施設以外って言うと永平寺の門前にある拍樹關とか、修行に来られた方は永平寺のお寺の中でも泊まれるということはあるのですけれども、もう少しそこに注力を注ぐのならいいですけど、お金のいる人たちはお金のいる世界の話でいいのでないですか。何もしなくても。自分の好きなようにしているからお金さえ払えば、30万でも40万でも1泊100万でもそれは構わないと思うのですけども、ちょっとそこは県の視点が。もっと庶民が利用しやすいようなところに目を向けないのだからって私は率直に思ってしまうのですが、その辺はいかがですかね。

○議長（酒井圭治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） 観光の産業においては、いろんな戦略があると思います。人口が減少していく中で、やはり観光客の数もだんだん小さくなっていく中で、もちろん永平寺町においても国内のお客様がほぼ占めている状況なので、もちろんそちらにも向かって県外からいろんなお客様に来ていただいて、永平寺町を楽しんでいただき、観光消費額につなげるというところはもちろん取り組んでおりますが、今もう一つ国が取り組んでいるのが、やっぱり観光の産業というものを一つの大きな柱、日本の産業の中で観光産業というのが大きな種別の中でもウエイトを占めてきている一つのものになってきていますので、そういう方向性を見ますとどれが一番効率かという、そういう富裕層の方に来ていただいてお金を落としていただくというのが戦略の一つとしてありますので、今回の観光庁の補助金におきましてはそういうところを対象とした仕掛けを国が進めている中で、この協議会が採択を取りまして永平寺町だけではなかなかできないところを、こういう取組で進めているという一つの部分ということでご理解いただきたいと思えます。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。



○町長（河合永充君） 永平寺町は宿泊施設がない町でした。それで笑来、あそこは寄附をいただいて隣に古墳があって、それを商工会の皆さんが改修して、宿泊施設をつくっていこうと笑来を造った。その後、観光での宿泊で門前と。今のESHIKOTO。これまで永平寺町には宿泊するというニーズがなかった。誰もしたことがなかったのでここで宿泊をしても儲かるかどうか、そういったことも分からない中でやっぱりずっと進んできたのがこれまでだったのだと思います。

永平寺は、観光地として昔から、昭和の時代からずっとあったのですが、やっぱり宿泊は福井であったり、芦原であったり、いろいろなところで宿泊する。今経済面での観光っていうと、約1時間当たり千何百円が落ちるそうです。永平寺町は宿泊がないですから、もう2時間しか滞在しないと2,400円、500円。宿泊すると20時間になってこれが2万円、3万円に変わっていくと。そういう中で、民間の方とか高級とかいろんな考え方ありますが、今永平寺町はこういう投資が生まれてきて、今度そこに宿泊客がたくさん泊まることによって、この町にはそういったニーズがあるのだなということ、今度はリーズナブルなホテルができたり簡易な宿泊所ができたり、そういった次への投資につながっていくのかなっていう期待がありまして、もちろんおっしゃるとおり僕もそんな高いところは泊まれませんけど、まずはその起爆剤になるときがよいよ来たのかなっていう思いがありますので、そういった視点でもまた見ていただけるといいかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

なければ、次に、建設課関係、43ページを行います。

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（竹澤隆一君） 補足説明はございません。

よろしくお願ひします。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

なければ、次に、えい住支援課関係、43ページから44ページを行います。

補足説明を求めます。

えい住支援課長。

○えい住支援課長（深水正康君） 補足説明はございません。

よろしくお願ひします。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 土地開発事業の特別会計の貸付けですけど、開発が現実的に  
行われる取得価格60坪程度っていうので、都会の不動産会社はそう思うかもし  
れないですけど、いくら何でも狭すぎないかなと私は思うところもありますけれ  
ども、会計に貸し付けて、これの回収の見込みっていうのは根拠も含めて、どこ  
かで示していただくとありがたいと思います。

○議長（酒井圭治君） えい住支援課長。

○えい住支援課長（深水正康君） 全協のほうでもご説明をさせていただいておりま  
すが、買収造成にかかる費用に対しまして、今年度予算を認めていただけました  
ら用地を購入いたします。来年度、宅地分譲を目指しますので、来年度から分譲  
した場合に、その分譲収入につきましては変化していくことになります。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 当然それはそういう流れは分かるのですが、幾らぐらいで販  
売、事業は幾らぐらいついていう大枠をもう少し示してもらったほうが。特に特別  
会計でそれをするようになりますから、そこはしっかりと示していただくとあり  
がたいと思います。

○議長（酒井圭治君） えい住支援課長。

○えい住支援課長（深水正康君） 買収造成にかかる費用につきましては、用地買収  
費と設計委託費と登記手数料、以上の仲介販売促進負担金を合わせまして大体約  
5,200万円かかる予定です。買収によって得られる収入として約4,300  
万を想定しております。用地につきましては、土地の所有者とこれから交渉する  
ことになりますので、今お示した金額につきましては、現在の想定ということで、  
ご理解いただきたいと思います。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） ちょっと質問させてもらいます。

先ほどの10区画の資料を頂いています。一応差引き900万の持ち出しです  
よという形の計画が出ているわけです。極端にいうとこれ10区画ですから1件  
当たり90万、100万ぐらいの支援をしているよと。当然ここに来られる方々

は、ほかにも新規で入ってきたらそれに対しての補助であるとか、若い世代であれば子育てのための支援であるとか、そういう形でいろんな支援をしているのですが、この1件当たり100万ぐらいの造成の費用を持ち出してことになるので、今まで町がいろんな形で造成したところとの比較対象というのが1点。

それから、買収等は今5、200万という形ですが、これはまだ当然目算の形だろうと思うのですが、特別会計の中で、前ですと下水とかに補助するとかいろいろな形があったと思うのですが、これの見込み、例えば民間の不動産関係もあると思うのですが、大体2年なり1年なりで販売を見ているとか、そこらあたり見通しも含めて環境をお知らせいただくのと、大体町の目算、そこらもうちょっと詳しく。ただ900万の持ち出してよってなっているの、そのあたり教えていただければ助かります。

○議長（酒井圭治君） えい住支援課長。

○えい住支援課長（深水正康君） すみません。1つ目の質問をもう一度お願いします。

○議長（酒井圭治君） 11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 今後900万の持ち出してということになりますね。そうすると、10区画ですから1つ大体90万、100万近くの持ち出し金になって、今まで町がいろんな形で上志比の地域だとかいろんなところで造成しました。そんな中での補助の整合性って言うのはどうやったかっていうのが1点目です。

2点目は、さっき言ったいろんな形で支援もしながら対象者はどこに絞るかという、民間委託も関係すると思うのですが、そこらあたり。例えば目標は1年なり2年で完売してもらう、また民間関係ですから縛りがあるかもしれませんね、例えば、買ったなら1年以内に建ててほしいとか2年以内に建ててほしいとか。そこらあたりも含めてちょっと大枠的なのが分かったら教えていただければと思っています。分からないところはまだあるかもしれない。

○議長（酒井圭治君） えい住支援課長。

○えい住支援課長（深水正康君） 上志比の山王地区での宅地造成におきましては、土地を購入された場合と、それから建物を購入したされた方にそれぞれ補助金を出してございます。

今回清水の宅地につきまして、またパークアンドライドの駐車場におきましても、宅地を購入された場合、それから住宅を建てられた方についても同様の補助金の制度がございまして、補助金の申請があればしたいと考えております。

それと、現在の永平寺地区におけます新規の住宅については、これは県の建築確認申請の数を昨年度調べておりますが、大体、年間5件程度となっております。正確には、この後何年後に全て終わるかということは、まだ予想はつかないのですけども、2年、3年ぐらいに分譲できればいいかなと考えております。

○議長（酒井圭治君） 11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 当然申請のときはそういう支援するのは当たり前でないですか。要は、宅地造成にかかって町がいろんな持ち出しをしていると思いますよ。それが、今回は1区画当たり100万ぐらいの持ち出し造成に対して。今までの山王であるとか清水とかいろんな形で持ち出ししていると思うのですが、その辺りとの関係はどうでしょうっていうのをお聞かせできればと思います。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 持ち出しの部分については、やっと宅地が造成できるようになって宅地造成という言葉をしていただいていたのですが、例えば今、田んぼを埋めて、L型を入れてならしてやると大体1区画500万とか600万持ち出しがかかってきます。これまでも町としては、そこはさすがに住民の皆さんの理解を得られないということで、いろいろ候補地を探してきたのですが、その地面を安く提供しますよとあっても、やっぱりできないっていうのがあります。一方今まで使っていた公共施設、公共用地、例えば上志比の3区画につきましては、プールがあって、もう壊して、地権者さんとお話したときに現状で復旧してもらおうか、それか安く買ってもらえるかっていうお話の中で、原状復帰に数千万円かかってしまう。それなら買わせていただくということで、また後ろの入り口がもうどうしようもなく行くことができない、少しの地面も買ってほしい、それはいろいろ議会にもお話をしながら買わせていただいて、そこは宅地造成をしました。そこはやっぱり結構お金がかかっているのですが、そもそも田んぼに戻して返さなければいけないっていうのを入れるとやっぱり費用は宅地にしたほうがよくなったってなりますし、今清水のほうは寄附をいただきましてそこを今改修してやっている。あそこもやっぱり100万、200万ぐらいの町の持ち出しは、やっぱり下を造成したりするとかかってきてしまう。町としては1区画当たり200万ぐらいまでが町が出せる範囲です。

それともう一つは、公共事業とか施設とか、そういういろんな条件があって、できたときに初めてできるかなと今思っております。今1区画当たり200万円、今回は、これまだどうなるか分かりませんが、その中でも例えばぎっき言ってい

たソフト面の支援、ここに住んでくれた方には子供1人につきってというのが、もう町の決め事もあるのですが、結構金額が高くなっていった場合はその支援はここには適用しないでおこうとか、それやっぱり町の負担の中で何でもかんでもというわけにやっぱりいきませんので、そこはよりよい方法を考えながら、やっぱり投資価値があるかどうかってというのも、やっていかなければいけないので、そういった点で宅地造成ってというのは、その場所や用地いろいろありますし、区長会のほうでも皆さんにいい場所があったら教えてください。結構いい場所を提案いただくのですが、今度段々になっていると、ほとんど造成でものすごくお金がかかって、四、五百万円かかってしまうっていうのもありますので、そういった点でご理解いただけたらなと思います。町もしっかり精査して、するかしないかの方向性を決めている。あと、そこには人が住みますので、道路の拡幅をして下水を引っ張ってくる、その下水も近くにどこまであるのかどうかってというのも一つ候補地の判断基準にもなりますので、今回この清水、東古市については、下水もそばまで来ておりますので引き込みはしないといけません、そういった投資はかかりますが、そこはやっぱり住民が住んでいただけるということで、これは町がしっかりやっていくということですので、よろしく願いいたします。

○議長（酒井圭治君） 11番、上田君。

○11番（上田 誠君） これ僕も素人考えかもしれないのですが、今、空き家対策でやっています。宅地造成すると、さっき言ったように今出て限度200万ぐらい。しかしほかもうちょっとかかる場合もあるかもしれませんし、先ほど言った道路と下水の関係もあるかもしれませんが、その空き家対策の中で、造成すると同じ考えをすればね、結構空き家対策に対して誰か住む人に対しては補助できるという方向も変えられると思います。

例えば、うち京善でなら空き家があるのだけど、そこはもう当然下水も入っているし全部道も通れるし、そしたらその造成を考えると、その空き家に対してはこれだけの支援ができるのですということになれば、結構空き家のところに入ってくる方もいらっしゃるのではないかと。素人考えかもしれませんが思っているわけですよ。ですからその宅地造成も当然大事ですし、かかる費用も今回の場合は100万で済むということになれば非常にいい、駅からも近いから大変いい場所だと思っているのですが、各小さい集落のところで、1軒、2軒増やすにはね、やはり最終的には造成するというよりも、現状の空き家をいかに転換するかっていう事になってくると思うので、ぜひそこらあたりの施策かなと私思っているの

ですが、ちょっとごめんなさい間違っていたらごめんですが、そういう考えがあったので、今確認のために質問させていただきました。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） その空き家を求められる方と新築を求められる方、それとも一つ、上志比、永平寺地区で宅地造成をしていきたい、これも議会も前から要望いただいていますので、やっと今こういうできるようになったなっていうか、もう仕組みもちゃんとノウハウも持ちながらやれるようになって、本当に皆様のご指導のおかげだなと思っております。

空き家のニーズと新築のニーズはやっぱり違うものがありますし、もう一つは準都市計画、これ上志比・永平寺地区にかかったことによって、なかなか昔ですと集落の中でちょっとここに地面あるのでそこに新家のうちを建てようとか、それがセットバックで、前に地面を提供しなければいけない、実は建てられなくなっているっていう現状で、その方々はどこへ行くかっていうと、これまでは福井市とかに出てった方が多かったのですが、今、この松岡地区に移られる方が増えてきている。やっぱり私たちもその上志比地区、永平寺地区の子供の数も減っていつていきますので、何とかその地域の存続や学校を維持していくとか子供の数とか、若い人に来てもらうとか、そういった点で、永平寺・上志比地区にはこういう支援もしていかなければいけない、空き家も、いろいろなご質問の中でもニーズはあるんですけど、ひょっとしたらそこはまた違った方が空き家を求めているのかなとか、もちろん若い子育て世代も求めているのはある。ただ今度は提供する人もいてくれなければいけませんので、そこも今町は一生懸命取り組んでいます。支援についてもエリアとかを分けながらしっかりやっていく。松岡地区は宅地造成どうするのっていうのは、松岡地区では町が出しての宅地造成というのは今考えていませんけど、逆に言うと家を建てられる計画の変更であったり、見直しであったり地区計画の見直しがいろいろやっているのですが、地域の皆さんと話をしながら今進めていますので、ただ松岡も公有地用地の空き地が出てきた場合は、それが一つの選択肢となりますが、負担っていうのはあんまりしないでいく方向になるかなと思っております、その地域とその現状を造成することによって、どういうふうな課題を解消していくことができるか、一つの施策っていう位置づけもありますので、その点もまたいろいろな視点でまたご指導いただければと思います。

○議長（酒井圭治君） 11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 私の考えは、先ほど言ったように、例えば集落の中に1軒、2軒増えるだけでも大きな違いですよ。だから例えば空き家があって僕らから見ても十分住めるねって、そういうのであれば、来られる方にね、宅地造成で200万ぐらいかかるのであれば、それを空き家に投資するような形にすれば、需要は変わってくるのでないかっていう。ただのお金の換算だけですが、それは結構やっているのです。町が空き家を買ってそこはある程度改修して、賃貸して10年したら買い取ってもらう、こういう事をやっているところもあるわけですね。それはやっぱり結構個人的なところにそれだけの投資をしている。それは今の造成の投資と僕はイコールでないかなと思っているので、ぜひそういう面で、各集落に1棟、2棟増えるっていうのが結構集落としては大きなウエイトになるますので、そこらあたりもぜひえい住課さんもあるので、考えていただけると助かるなと思っています。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 昨日の一般質問でもありました空き家が363軒かな、うちの2割が有効空き家です。六十何件の方がそういうふうにご利用してもいいですと。ただ、今の登録が14件です。やっぱり町としては、その空き家がおっしゃるとおり出てくれば手を挙げる方いっぱいいるのですが、持ち主の方がなかなか出てこないっていうことで、今それをどうやっていこうか。今14件をどこまで六十何軒まで上げていくかっていうのが一つの課題になっていますので、おっしゃるとおりニーズはやっぱりあると思います。ただ、その持ち主の方の思いがまだあるのかなと思って、そこをやっぱりいろんな形で進めていって、宅地造成と空き家とやっば同時に進めていく。ただ空き家については、計画的になかなかできないところがあります。そういった、投資が少なくてできる地面が出てくるかどうかっていうのも大事になっています。やっばその辺どちらも、今レーダーをしっかりと張って情報収集とか努めていますので、またしっかりとっていきたいと思います。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

なければ、次に、学校教育課関係、44ページから45ページを行います。

補足説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君） それでは、予算説明書の45ページの右側をお願いいたします。

学校施設管理諸経費でございます。

志比北小学校の施設利用料において、7月20日から放課後児童クラブまたは会議などで、電気料の使用量が増えたということで不足分を予算計上させていただいたものでございます。

その下の一般電話につきましては、当初予算では基本料金のみを予算化しておりましたが、夜間警備についても通信料が毎月かかるということが今回分かりましたので、不足分としまして6万1,000円を併せて予算計上させていただいたものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

7番、森山君。

○7番（森山 充君） 今ご説明いただいた45ページ右側、利用が決まるまで続けるというお話を伺いましたけれども、大体何年後ぐらい、例えばもう10年も20年も決まらなきゃ続けるっていう話でもないと思うので、そこら辺の何か目安みたいなやつがあれば教えてほしいのと、よその事例でもいいのですけれども例えば、跡地が決まるのに5年とか6年とかっていう事例があるなら教えてください。

○議長（酒井圭治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君） この学校につきましては、休校ということですので続く限りは維持管理の面では予算計上は必要になってくると思っております。

また今利活用については、考える会の中で児童クラブにしようとか会議の利用とかっていうことで今決めておりますので、方向性が変わらない限り予算計上は必要かなと思っておりますし、また考える会の中で新たな利活用が決まってくれば、地域にも承諾、賛同は必要だと思うのですが、そのときはまた予算計上の内容は変わってくるものだと私は思っております。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） ここにつきましては、今協議会のほうでいろいろ揉んでいたいております。ただ、ここの学校は、今は休校ですし、この前例えば消防団の県大会出られる方がグラウンドで毎日練習をしたり、今こうやって決める前でも



そこで児童クラブをしたりとか、子供たちのキッズリーダーっていいのか。ジュニアリーダーの会話の場にしたいとか、例えば、この前は地元の協議会の方がアンケートを取ったときには、子供たちと卓球ができる環境にしたいとか、それは決まらなくても、そういった環境はどんどん僕は使ってもらえればいいなと思っていて、やっぱり学校がなくなった中でも、一つの地域の拠点で、もちろんその先には、みんなで何を使うかっていうのを決めていくっていうのが大事なので、休校という位置づけの制限がある中でどういうふうに決めていくかっていうのも大事だと思っています。

今回、各小中学校の体育館の調査費を待たせていただいておりますが、志比北小学校の体育館もそこに入れさせていただいております。これはやっぱり災害のときに避難をする。災害が一番今回のエアコン入れるための一つの大きな目的にもなっていますので、志比の方が避難したときにはそこで快適に避難することができる環境、ただそれプラス、今いいなと思ったのは、卓球で使っていたり、地域の何かで使っていたり、そういったことは決まる前でもできることはどんどん開放していけばいいなと私は思っていますので、それは協議会の皆さんとの相談にもなりますが、そういった点で町としては、あそこを有効にいろんな形で使っていただけるのを期待していますし、そういった声があるのはうれしいと思っていますのでご理解よろしくをお願いします

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

なければ、次に、生涯学習課関係、46ページを行います。

補足説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉田正幸君） 補足説明はございません。

以上です。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

なければ、次に、消防本部関係、46ページから47ページを行います。

補足説明を求めます。

消防長。

○消防長（宮川昌士君） 補足説明はございません。

よろしくをお願いします。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 2つあります。1つは46ページですが、データ用投光器ということで80個ということですが、いろんな作業に従事する消防団員の方々の安全を考えると、投光器って片手で持ちますよね。例えばヘッドランプみたいなのはちゃんともう装備されているのことは確かですか。80個って言うけども、そういうのをきちっと準備したほうがいいのではないかと思いますので、そのことが1点。

もう一つ、47ページには、消防車両って書いてあるのですが、どんな車ですか。

○議長（酒井圭治君） 消防長。

○消防長（宮川昌士君） これは、ヘッドランプのことを投光器と国のほうから出ているものです。説明不足ではございません。申し訳ございませんが、ヘッドランプです。山岳なんかにもよく使いますこういう頭につけるようになっていて、もうちょっといい感じのやつですけども、あと消防車両につきましては、こういう軽の赤い車ですけども、これをいただくことになりましたので、以上でございます。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

ないようですから、これより総括質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 質疑じゃないですけども、先ほどオンデマンドの乗り合いタクシーですけど、ちょっともう少し詳細聞きたいので、また委員会等で質疑させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 喜んでさせていただきますので、議長またセッティングしていただければ、そこにさせていただきます。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第63号、令和6年度永平寺町一般会計補正予算について、第2審議に付したい案件がありますか。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございません

んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで、議案第63号の第1審議を終わります。

～日程第2 議案第64号 令和6年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について～

○議長(酒井圭治君) 次に、日程第2、議案第64号、令和6年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について、を議題とします。

これより第1審議を行います。資料は、議案書をご用意ください。

補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長(原 武士君) それでは、議案第64号後期高齢者医療特別会計補正予算について補足説明いたします。

議案書の143ページをお願いいたします。

款3諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1保険料還付金におきまして、当初の想定を超える還付が見込まれることから、還付金10万円を計上するものでございます。なお、財源につきましては議案書の142ページになりますが、県の広域連合からの還付金収入となります。

以上、議案第64号の補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(酒井圭治君) それでは、予算説明資料に基づき審議を行います。

資料は、全員協議会資料をご用意ください。

予算説明書48ページから49ページについて、担当課の補足説明を求めます。

住民税務課長。

○住民税務課長(吉川貞夫君) 補足説明は特にございませぬ。

よろしく申し上げます。

○議長(酒井圭治君) これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第64号、令和6年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について、第2審議に付したい案件がありますか。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで、議案第64号の第1審議を終わります。

～日程第3 議案第65号 令和6年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算  
について～

○議長(酒井圭治君) 次に、日程第3、議案第65号、令和6年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算について、を議題とします。

これより第1審議を行います。

資料は議案書をご用意ください。

補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長(原 武史君) それでは、議案第65号、町立在宅訪問診療所特別会計補正予算について、補足説明をいたします。

議案書の152ページをお願いいたします。

款1総務費、項1管理費、目1一般管理費におきまして、特別会計基金を新たに創設し基金を積み立てるものでございます。

令和5年度決算における実質収支額3,582万3,000円の2分の1以上に当たります1,800万円を積立金に計上しております。

なお、当初予定しておりました地域福祉基金への積立てを取りやめとするため、一般会計の繰出金1,500万円を減額計上しております。

以上、議案第65号の補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(酒井圭治君) それでは、予算説明資料に基づき審議を行います。

資料は、全員協議会資料をご用意ください。

予算説明書50ページから51ページについて、担当課の補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長(高嶋 晃君) 補足説明はございません。

よろしくをお願いいたします。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第65号、令和6年度、永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算について、第2審議に付したい案件がありますか。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで、議案第65号の第1審議を終わります。

～日程第4 議案第66号 令和6年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第4、議案第66号、令和6年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算について、を議題とします。

これより第1審議を行います。

資料は、議案書をご用意ください。

補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（原 武史君） それでは、議案第66号、土地開発事業特別会計補正予算について補足説明いたします。

議案書の161ページをお願いいたします。

款1土地開発事業費、項2宅地造成費、目4宅地造成事業費におきまして、委託料では、造成予定地の測量設計業務や分筆測量登記業務で448万8,000円を計上しております。

また、用地購入費としまして3,993万6,000円を計上しております。

なお、財源につきましては、議案書の160ページになりますが、一般会計からの借入金でございます。

以上、議案第66号の補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（酒井圭治君） それでは、予算説明資料に基づき審議を行います。

資料は、全員協議会資料をご用意ください。

予算説明書 52 ページから 53 ページについて、担当課の補足説明を求めます。

えい住支援課長。

○えい住支援課長（深水正康君） 補足説明はございません。

よろしく申し上げます。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第 66 号、令和 6 年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算について、第 2 審議に付したい案件がありますか。

お諮りします。

本件について、第 2 審議を省略し、第 3 審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第 3 審議に付することに決定いたしました。

これで、議案第 66 号の第 1 審議を終わります。

～日程第 5 議案第 67 号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第 5、議案第 67 号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

これより第 1 審議を行います。

補足説明を求めます。

住民税務課長。

○住民税務課長（吉川貞夫君） それでは、議案第 67 号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

議案書 162 ページをお願いします。

今回の主な改正については、公益信託に係る寄附金が、寄附金税額控除の対象とするための改正になります。

条例第 34 条の 7 の改正につきましては、もしくは金銭を削除する第 1 項のりについても改正をするというものでございます。

次に、第 56 条の改正について申し上げます。上位法であります私立学校法の改正に伴いまして、税条例に引用する条項が変更したものでございますので、よ

ろしく願います。

附則につきましては、改正規定7年の4月1日施行でございますが、公益信託制度によります施行については、上位法である公益信託に関する法律の施行日がまだ決まっています。施行の日の属する年の翌年1月1日から施行するということにしますのでよろしく願います。

以上、よろしく願います。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可します。

質疑ありませんか。

ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第67号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について、第2審議に付したい案件がありますか。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで、議案第67号の第1審議を終わります。

～日程第6 議案第68号 令和6年度永平寺子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第6、議案第68号、永平寺町子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（池端時枝君） それでは、議案第68号、永平寺町子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

議案書163ページをお願いいたします。

今回の改正の主な内容につきましては、マイナンバー法等の一部改正法により、令和6年12月2日から健康保険証が廃止されマイナンバーカードと一体化されます。これを受けて永平寺町子どもの医療費助成において、医療機関で療養を受

ける際の医療保険等の被保険者であることの確認が、マイナンバーカードによるオンライン資格確認、または資格確認書に変更になります。これに伴いまして条例第8条中「社会保険法各法に規定する被保険者証加入者証または組合員証とともに」を「医療保険等の被保険者等であることの確認を受けた上で」に改めるものでございます。

改正に係る施行期日は令和6年12月2日でございます。

以上、簡単ではございますが補足説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可します。

質疑ありませんか。

ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第68号、永平寺町子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、第2審議に付したい案件がありますか。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで、議案第68号の第1審議を終わります。

～日程第7 議案第69号 永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第7、議案第69号、永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

住民税務課長。

○住民税務課長（吉川貞夫君） 議案第69号、永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、補足説明を申し上げます。

議案書164ページをお願いします。

今回の条例改正は、国民健康保険法が改正され、現行の保険者証は令和6年12月2日以降発行されなくなることによる改正でございます。



条例第13条中に、これまで保険者証の返還を求めても返還しなかった場合については過料を制定しておりましたが、10月2日以降は保険証自体を発行しなくなりますので、その部分を削除する改正でございます。

なお、この改正期日は令和6年12月2日でございます。

以上、補足説明をさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可します。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 先ほどの子ども医療費の問題にも関係あると思うのですが、いわゆるマイナ保険証が12月1日から施行されるということで、今まである保険証が廃止になるわけですね。ただ、今までマイナ保険証を持っていない人たちに資格書を発行するのはいつ届くの。空白期間と言うことはないだろうと思うのですが。

○議長（酒井圭治君） 住民税務課長。

○住民税務課長（吉川貞夫君） 12月2日から施行されますが、現行発行している保健証については、来年の7月31日までは有効期限があります。その有効期限までは保険証としては活用できますので、マイナ保険証と保険証が両方使えます。

確認書につきましては、まず12月2日以降に新たに国保に加入された方については保健証が発行されませんので、それはその都度発行していくようになります。来年の更新も8月1日の分については、今まで保険証を発行していましたがこれからは、マイナンバーカードに紐づけされていない方については、資格確認書を一齐に発行するっていう形になります。よろしいでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 来年の7月までには、何もしなくても届くってことではないですね。それ以降はまたどうなるのですか。

○議長（酒井圭治君） 住民税務課長。

○住民税務課長（吉川貞夫君） マイナ保険証に紐づけされていない方については送ります。自分は紐づけされているのだけど、不安だから資格確認書がほしいって方でも希望によって発行します。

有効期限ってあると思います。有効期限については1年ごとでやっていくと思いますので、そこで確認してまた後日報告させてください。

確実に、マイナ保険証に紐づけされた方については、資格確認書を届けるという事は必ずします。

○議長（酒井圭治君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） もう一つ、心配なのは、マイナ保険証ですが、資格が変更になる、保険の変更があると思います。それらについては行政が変わるということはないですか。

また保険証を持っている人たちが、何か行動を起こさないと変わらないのか、その複雑さというのはなくなるのか、それとも逆に楽になるのか、その辺はいかがでしょう。

○住民税務課長（吉川貞夫君） マイナンバーカードと保険証を紐づけするっていうのは、いわゆるマイナポータルというサイトでやったりとか、行政の窓口に来てパソコンでやったりとかの作業をしています。あくまでもこれは紐づけするのであって、保険者とは別ですよ。

我々役場は国民健康保険の保険者たる立場。後期高齢になると連合や社会保険になると協会健保とか、そういうのを保険者が紐づけするようにデータを管理するっていうことが大事なことであります。

我々住民が、保険者が変わったかといってマイナンバーカードの紐づけを変えなあかんという事の作業はないはずですよ。

ですから、保険が変わったらその保険者が作業をするということになると理解をしております。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第69号、永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、第2審議に付したい案件がありますか。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで、議案第69号の第1審議を終わります。

～日程第8 議案第70号 永平寺町公園条例の一部を改正する条例の制定について

～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第8、議案第70号、永平寺町公園条例の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（竹澤隆一君） それでは、議案第70号、永平寺町公園条例の一部を改正する条例の制定について補足説明させていただきます。

議案書165ページをお願いいたします。

今回の条例改正につきましては、松岡西公園の整備に伴い、永平寺町の設置する公園として追加するため別表第1に当該公園を加えるものでございます。

また、条例内の位置表記の一部が漢数字となっているため、条文の表記の統一化を図るため、番号表記に改めるものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から2か月を超えない範囲で、運用は工事の進捗に柔軟に対応するため、規則で定めるものでございます。

以上、議案第70号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可します。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 松岡西公園は、本当に保育園がなくなるのは寂しいと思うのですが、それはそれですけれども、例えば旧松岡の市街地には、防災公園もありますよね。薬師の3丁目とか神明に、これは公園としての位置づけはないですか。

○議長（酒井圭治君） 建設課長。

○建設課長（竹澤隆一君） 公園としての位置づけはありますが、こちらについては防災公園条例のほうで位置づけされています。

以上です。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第70号、永平寺町公園条例の一部を改正する条例の制定について、第2

審議に付したい案件がありますか。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで、議案第70号の第1審議を終わります。

～日程第9 議案第71号 永平寺町立在宅訪問診療所基金条例の制定について～

○議長(酒井圭治君) 次に、日程第9、議案第71号、永平寺町立在宅訪問診療所基金条例の制定について、を議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長(高嶋 晃君) 議案第71号、永平寺町立在宅訪問診療所基金条例の制定について補足説明を申し上げます。

議案書166ページをお願いいたします。

将来の施設整備や改修において、一時的に大きな資金の必要性が生じ、経営環境の悪化により資金不足の事態があっても、町立在宅訪問診療所会計の機能を果たすように各年度において剰余金を積み立てたく、基金条例の制定をお願いするものでございます。

第1条では、町立在宅訪問診療所の施設等の整備及び管理、運営に要する資金に充てることを目的として基金の設置目的を定めております。管理運営資金に充てる理由は、経営状況が悪化した場合、基金に現金があっても銀行からの借入金や一般会計からの繰入金により資金不足を補うこととなり、資金の効率的運用が阻害されることになるためでございます。

第2条では、基金に積み立てる額を定めております。

第3条では、基金の管理方法について定めています。

第4条では、基金の運用から生ずる運用益の処理を定めております。

第5条では、繰替え運用について定めております。

第6条では、基金の処分、取崩しに関する事項を定めております。なお、基金の処分、取崩しに関しましては、その都度議会に説明し、ご承認を得た上で取り

崩してまいります。

第7条では、委任事項を定めております。

附則では、この条例を公布の日から施行させていただくことについて定めております。

説明は、以上でございます。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可します。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 条文の第5条についてお聞きしたいと思っておりますけれども、町長は財政上必要があると認めるときは、ということであるのですが、他に流用も可、町長の判断によって可ってということですか。

○議長（酒井圭治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） この繰替え運用につきましては、資金が不足した場合、基金に関する現金を一時的に繰り替えて使用することができるようになりますが、使用期間に応じた利息が後ほど支払わないといけないということになります。そのような関係で会計の中で資金を動かすことができるとなっております。

○議長（酒井圭治君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 現金に繰り替えて運用することができる。町長が必要あると認めるときは、繰り戻しの方法って書いてあるので、流用したときの繰り戻しの方法なのかなって。それは基金をここで使うってことになれば書いてあるのですから、診療所の運営1から100まであるとしたら、全てにおいて可能だってということは説明を受けましたけども、何故5条でそれとは別に定めているのかなって言うのはよく分かりませんが。

○議長（酒井圭治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） これにつきましては、流用ではございません。

第1条に関しまして、管理運営に関するところに使いますが、一時的に通帳の中に現金がなくなったときに基金に現金があるのでそれを使うことができると。それについては利息がかかりますよということです。

また基金に返さなければいけないのですけれども、返すときは利息を添えてくださいということでございます。

○議長（酒井圭治君） 11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 第1条のところで、施設等の整備ってあるのですね。施設

の整備は、例えばいろんな機材とかも含みますが、建物も含むのですか。例えば改修であるとか、増築であるとかそういうものも全部入っているよという発想でいいか。

例えば、建物は町の施設としてやっていますが、町の一般線り出しとかもやらずに、こういう中から管理運営をするっていう発想でいいわけですか。確認です。

○議長（酒井圭治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） おっしゃるとおり、施設の整備については、建物の大規模改修とか医療機器、パソコン等の備品等の整備に活用したいと考えております。

○議長（酒井圭治君） ほか、ありませんか。

ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第71号、永平寺町立在宅訪問診療所基金条例の制定について、第2審議に付したい案件がありますか。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで、議案第71号の第1審議を終わります。

～日程第10 議案第72号 永平寺町永平寺農家高齢者創作館を廃止する条例の制定について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第10、議案第72号、永平寺町農家高齢者創作館を廃止する条例の制定について、を議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（島田通正君） それでは、議案第72号、永平寺町永平寺農家高齢者創作館条例を廃止する条例の制定についての補足説明をいたします。

永平寺町永平寺農家高齢者創作館は、耐震基準を満たしていないため、利用者の安全が確保されておらず、また施設の老朽化もあり施設の解体撤去を行うことから条例の廃止をお願いするものでございます。

なお、施行期日につきましては、令和6年10月1日といたします。

以上、補足説明といたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可します。

質疑ありませんか。

ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第72号、永平寺町農家高齢者創作館を廃止する条例の制定について、第2審議に付したい案件がありますか。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで、議案第72号の第1審議を終わります。

暫時休憩します。

（午前11時47分 休憩）

---

（午前11時47分 再開）

○議長（酒井圭治君） 休憩前に引き続き再開します。

これをもちまして本日の日程は全て議了しました。

本日はこれをもちまして散会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

本日はこれをもって散会します。

なお、明日9月13日から9月18日までを休会といたしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、明日9月13日から9月18日までを休会とします。

9月19日は、午前10時より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよ

ろしくお願いいたします。

なお、9月17日は、午前9時より総務産業建設常任委員会、午後1時より教育民生常任委員会を開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願いいたします。

本日は、どうもご苦労さまでした。

(午前11時48分 散会)